

平成30年度 障害福祉施策について

芽吹き花咲く平成30年4月19日(木)に第238回障害者地域生活支援研究会が開催されました。今回のテーマは大きく2つ“平成30年度 障害福祉施策について”と“平成30年度 障害福祉サービス等の報酬改定について”でした。

最初は“平成30年度 障害福祉施策について”1.北九州市の組織(障害福祉行政)2.北九州市の障害のある人の現状 3.北九州市障害者支援計画 4.障害者差別解消条例 について北九州市保健福祉局 障害福祉部 障害福祉企画課 企画調整係 廣渡 実和係長からお話しして頂きました。

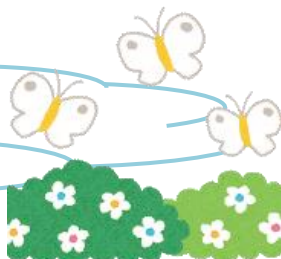
今年度は北九州市保健福祉局の組織編制が行われ、精神保健福祉に関する専門的な支援や発達障害支援やひきこもり等の支援を行う“精神保健福祉課”と、健康推進を行う“健康医療部”が出来たこと、難病支援担当の部署が独立して、本格的に“難病支援相談センター”が稼働を始めたとのことでした。

“北九州市障害者支援計画(以下支援計画)”には ①「北九州市障害者計画」②「第5期北九州市障害福祉計画」③「第1期北九州市障害児福祉計画」が含まれていて、支援計画のポイントとして“基本理念”*1“3つの横断的視点”“3つの基本目標”“11の分野”の説明をして頂きましたが、11の分野は多岐に渡り、障害福祉だけでなく医療、教育等全市で取り組んでいるとのことでした。

続いて“平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について”ご説明して頂きました。

主な改定内容としては、“障害者の重度化・高齢化への対応”“医療的ケア児への支援”“就労支援サービスの質の向上”などがあげられます。法改正により創設された新サービスの報酬・基準を設定しているとのことですが、3月に国から最初の基準が示されたただけなので、今後具体的なことを読み込みながら各事業所にご案内していきたい、とのことでした。


その中で「高齢障害者の方の利用者負担軽減制度」の詳細をご説明して頂きました。この制度は「65歳になるまでに5年以上、同じ特定の障害福祉サービスを利用していた方で一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した相当(類似)する介護保険サービスの利用者負担が償還(払い戻し)される制度」なのですが、この制度は対象者が限られていることと、自己申請が必要で、市の方で該当者を調べて最初から利用者負担を無しには出来ないの、周りに該当される方がいらっしゃればその方にお声掛けして頂ければとのことでした。



***1 支援計画 ～基本理念～**
 障害の有無にかかわらず、すべての市民が、互いの人格や個性を尊重し合いながら、安心していきいきと暮らすことのできる共生のまちづくり
 ～障害があってもひとりの市民として自分らしく生活できる地域社会の実現～
 *支援計画は北九州市のホームページからダウンロードできます。



毎月の開催はありません。次回開催日が決定致しましたら、ホームページ等でお知らせ致します。宜しくお願い致します。



支援計画については、「作るのが目的ではなく、これからが本番であり、より具体的に何ができるのか、中身を充実させることが次のステップであり、目に見える形で変わったと思えるよう取り組んでいきたい」とのことでした。

この地域生活支援研究会は障害のある方、ない方、一般市民の方、専門家の方、様々な方々のご参加を頂き、第238回を数えました。今年度は開催に関して見直しを行い、開催頻度は減りますが、今後も皆様のご参加をお待ちしております。

本日の参加者は49名。内新規の方は14名でした。ありがとうございました。

当日配布資料は厚生労働省ホームページ「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」「障害保健福祉関係主幹課長会議資料」からの出典なので詳細な資料は各ホームページをご覧ください!



※こちらの議事録は北九州市障害者自立支援協議会のホームページでもご覧いただけます。
<http://kitakyushu.net.shienrc.com/>

